

稚 監 査 第 116 号

平成 25 年 7 月 8 日

稚内市長 工 藤 広 様
稚内市議会議長 岡 本 雄 輔 様
稚内市教育長 表 純 一 様

稚内市監査委員 小 林 晃
稚内市監査委員 田 森 和 文

平成 25 年度第 1 回定期監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

平成 25 年度第 1 回定期監査報告書

1 監査の種類

定期監査

2 監査を実施した監査委員名

稚内市監査委員 小 林 晃

稚内市監査委員 田 森 和 文

3 監査の概要

(1) 監査の実施期間

平成 25 年 4 月 5 日から平成 25 年 6 月 21 日まで

(2) 監査の対象とした部局

全部局（企業会計所属部署及び稚内地区消防事務組合消防本部を除く。）

(3) 監査の対象とした範囲

平成 24 年度

支出事務 第 8 節「報償費」

(4) 監査の着眼点

報償費の位置づけを踏まえ、その支出が関係法令に準拠して適正に執行されているか、違法・不正な支出はないか、また合理的かつ効率的に予算執行されているかを主な着眼点として監査を行った。

4 監査の結果

今回の定期監査は、事前調査の結果から 24 事業（5 部 13 課）を抽出して行った。

平成 24 年度の報償費支出は謝礼金支出が約 37%、表彰等報償的支出が約 55%、ノベルティや景品を含む行事等の記念品支出が約 8%であり、概ね適正に処理されているが、以下について指摘した。

《謝礼金支出》

謝礼金は大半が講師等への謝礼であり適正に支出されていたが、賃金として支出すべき事例、謝礼金に替えて食事代を支出した事例、請求書によって支出している事例があった。

《報償的支出》

報償的支出については、敬老祝金・祝品支給事業支出額が約 86%を占めている。本事業については、基準日によって不公平な取り扱いが生じている点について改善の検討が必要である。

《記念品支出》

行事等に係る記念品支出は、金額的には260万円程度、支出全体に占める割合も約8%である。しかし、観光の誘致宣伝や施設のオープン記念など不特定多数の者に配布する物品については、報償費としての性格を有しているとは言い難く適切な科目で支出すべきである。

以上指摘した事項について、手続きの適正化、適正な予算措置、制度の見直し検討を要請する。